平成２６年（フ）第６号
相模原市緑区中野1419番地18　アメニティエステラ101
債務者　山本　　徹
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第１４号
相模原市南区文京１丁目５番４号　文京ハイム201号室
債務者　高橋　真美
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第１６号
相模原市南区麻溝台８丁目３番４号
債務者　草間アサ子（旧姓田代）
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第２０号
相模原市中央区横山４丁目１番22―103号
債務者　河口　勝和
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第１１号
堺市北区百舌鳥梅北町４丁１番地２　ダノイヴィラ202号、前住所堺市北区新金岡町３丁３番９―207号
債務者　髙瀬　由紀（旧姓濵田）
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第４１号
堺市堺区三宝町６丁312番地３―1001号
債務者　柴田　基男
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第４４号
大阪府河内長野市美加の台５丁目28番９号、前居所大阪府松原市天美我堂７―７―35ボンベレーザ403号室
債務者　大西　哲男
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第４８号
大阪府藤井寺市津堂１丁目３番８号内本文化104号室
債務者　安田　育代
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第６２号
大阪府藤井寺市沢田４丁目７番４号
債務者　杉本まな美
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第６５号
堺市南区赤坂台３丁９番13―1007号
債務者　木田　浩子
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１１３号
山口県山陽小野田市中川２丁目１番７―103号　ロイヤルハイツおのだ103号
債務者　吉野　　壮
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２５年（フ）第２９４号
香川県高松市屋島西町2475番地１　公団住宅６棟202
債務者　重藤　幸人
1　決定年月日時　平成26年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第７６６号
北九州市小倉北区菜園場２丁目３番31号
債務者　飯田　竜太
1　決定年月日時　平成26年２月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第３１号
神奈川県厚木市山際556番地１　サンコート大塚102
債務者　中嶋　　誠
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第３８号
神奈川県平塚市出縄335番地の２　ポラリス、前住所神奈川県平塚市高村203番地　高村団地１―302
債務者　福地　雅枝
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第２９号
愛知県一宮市小原町14番地１　ひとみの泉
債務者　室屋　利男
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第８６号
兵庫県小野市大島町240番地
債務者　田中　　泰
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
神戸地方裁判所社支部